

1. 認識事項

- (1) 日本の大きな企業間では、ほぼ全部の会社間において、日本資材管理者協会が示している取引基本契約書 <http://dten-wisdom.jp/J-personal%20use/torihikihonkeiyaku%20heika.-gvousei.pdf> と同じものもしくは、少し手直したものが企業相互間において取り交わされています。
- (2) この取引基本契約書の 2 者間に位置づけは図表 1 の通りです。
- (3) A 社と B 社、B 社と C 社、C 社と D 社と言うようにつながっていきます。

2. この取引基本契約書が取引 2 社間で、合意されていると次のようなことができるようになります。

- (1) 認識：基本取引契約書は、当事者 2 者間で、サインもしくは社印のある合意事項であり、個別取引は、その（下敷）上で行われます。
- (2) 個別取引による売買または製造委託の中でトラブルのあったときは、その下敷きとなる、合意済みの取引基本契約書があるので、問題のある場合はすぐ、それに基づいて、話し合い、調整ないしは対処（訴訟まで発展する場合を含む）行為にまで取りかかれずメリットがあります。
- (3) もしこの取引基本契約書がないと、A、B の 2 者間でのトラブルが発生したとき、そのトラブルを解決するためには、その AB 間の取引の原点をその更に下敷きとなる民法、商法（必要に応じて国際条約）に照らしあわせて、調整、確認をするところから、その対処行為をはじめめる必要がでてきます。
- (4) このようなケースにおいての対処は、その専門性と客観性をもたせるため、費用のかかる弁護士を雇う必要がでてくると同時に、その取引物件の価格が低いときには「餅より粉の方がはるかに高くつくこと」があったり、「貴重な時間がつまらぬことに費やせされること」が発生します。
- (5) またその結果として、話がうやむやになり、悪い業者が得をすることが多くなります。

これは、国際間の取引については、なおのことです。

また更に、基本取引契約書がある場合には、たとえ訴訟のプロセスに入った場合でも、その下敷きになる民法、商法プラスそれぞれの AB 二者間の取引について特徴にあわせた基本取引契約書がありますので、それを基準として、その解決のための対処を容易におこなうことができます。

従って、当事者における弁護士費用も時間も、基本取引契約書がない場合と比べ、はるかに少なくてすむことになります。

